

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 981,819 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 9,873,228 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	令和5年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援給付 事業費	2,297,993	1,709,958	0	0	125,906	462,129
	3	1	2	障害者地域生活支援 事業費	86,411	20,932	0	3,333	13,306	48,840
	3	1	3	高齢者福祉事業費	159,480	0	0	38,543	25,894	95,043
	3	2	1	児童福祉法施行事務 費	2,405,035	1,727,278	0	90,114	125,822	461,821
	3	2	2	児童扶養手当対策費	223,953	74,333	0	0	32,035	117,585
	3	2	3	妊産婦医療助成費	17,232	8,835	0	0	1,798	6,599
	3	2	3	ひとり親家庭医療助 成費	15,361	8,106	0	0	1,553	5,702
	3	2	5	放課後児童健全育成 事業費	334,465	216,462	0	0	25,266	92,737
	3	3	2	生活保護費	1,224,600	946,875	0	1,200	59,207	217,318
小 計					6,764,530	4,712,779	0	133,190	410,787	1,507,774
社会保険	3	1	1	保険基盤安定制度費	328,363	246,270	0	0	17,577	64,516
	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	180,093	0	0	0	38,560	141,533
	3	1	1	介護保険特別会計繰 出金	1,198,285	49,032	0	0	246,069	903,184
	3	1	3	後期高齢者医療事業 費	897,676	131,866	0	0	163,970	601,840
小 計					2,604,417	427,168	0	0	466,176	1,711,073
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	16,054	1,717	0	752	2,909	10,676
	4	1	1	妊産婦健康診査費	36,656	1,850	0	0	7,452	27,354
	4	1	1	地域医療費	88,841	355	0	0	18,946	69,540
	4	1	2	予防接種費	219,180	2,323	0	0	46,432	170,425
	4	1	2	健康診査費	143,550	6,282	0	1,281	29,117	106,870
小 計					504,281	12,527	0	2,033	104,856	384,865
合 計					9,873,228	5,152,474	0	135,223	981,819	3,603,712

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。